様式第12号(第16条、第16条の2、第16条の3、第16条の4関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  出雲市長 | | | | |
| 老人保健法による | 医療費  移送費  標準負担額差額  高額医療費 | | 支給決定通知書 | |
|  | | | | |
| 先に申請のあった老人保健法による | | 医療費  移送費  標準負担額差額  高額医療費 | | の支給については、次の |
| とおり決定しましたので通知します。  　なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求をすることができます。  　処分の取消しの訴えを提起する場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として提起することになりますが、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。  　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。  記  　　　　　　　　　　　支給決定額　　　　　　　　　　　円  　　　　　　　　　　　支払年月日　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　支払場所 | | | | |